

第 7 期美唄市総合計画策定基本方針

平成 31 年 4 月 15 日（月）
美唄市総合計画策定委員会決定

1 計画策定の基本的考え方

第 7 期美唄市総合計画は、びばい未来交響プラン（第 6 期美唄市総合計画）での成果及び課題、社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、美唄市まちづくり基本条例に基づき、長期的な展望に立って本市が目指すまちの姿やまちづくりに対する基本姿勢を明らかにします。

また、国の法律に規定される国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となる国土強靱化地域計画と一体的に策定します。

第 5 次国土利用美唄市計画は、第 4 次国土利用美唄市計画に基づく土地利用の現状及び課題を踏まえるとともに、第 7 期美唄市総合計画との整合性を図り策定します。

< 参考 >

総務大臣通知（総行第 57 号 総行市第 51 号 平成 23 年 5 月 2 日）「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（抜粋）

第 4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第 2 条第 4 項関係）

なお、改正法の施行後も、法第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第 2 条第 4 項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。⇒**削除**

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

：（略）

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。⇒**市議会改選後（6 月以降）に協議**

美唄市まちづくり基本条例（抜粋）**第 2 節 基本原則**

（市民主体のまちづくり）

第 7 条 市民がまちづくりの主体であり、一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住みよいまち、豊かな地域社会をつくることを基本とします。

（情報の共有）

第 8 条 市民、市議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を、お互いに共有することを基本とします。

（協働のまちづくり）

第 9 条 まちづくりは、協働により行うことを基本とします。

（総合計画）

第 24 条 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想とこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」といいます。）は、この条例の目的及び趣旨に則して策定します。

2 執行機関は、総合計画について、評価に基づいた進捗管理を行い、結果を公表するものとします。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（抜粋）
（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下国土強靱化地域計画）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土利用計画法（抜粋）

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

2 計画策定に当たっての留意点

（1）「市民主体」「情報共有」「協働」の実現

美唄市まちづくり基本条例の基本原則である「市民主体」「情報共有」「協働」を基本として、市民が積極的に参画し、市民と行政が一体となって策定に取り組めるよう、市政情報や財政状況、まちづくりの目標、目指すべき方向性を共有し、目標の達成に向けたそれぞれの役割を明確にしていきます。

美唄市まちづくり基本条例の基本原則

市民主体	①まちづくり市民アンケート調査の実施 対象者数 1,250 件→2,500 件 ②まちづくり地区懇談会での意見交換 ③市民検討会議の設置 ゼロベースからの市民議論 （公募 10 名程度、団体推薦 26 名程度、職員 34 名程度 計 70 名以内） ④高校生の意見の反映 ⑤市ホームページ「市長への提言メール」の活用 メールによるまちづくり議論への参加
情報共有	①市広報紙での協議状況の情報提供 ②市ホームページでの協議状況の情報提供「新しい総合計画のページ」 ③自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会での説明 策定基本方針、スケジュールなど ④分かりやすい市の施策情報提供（自治体経営白書、財政、子育て、文化など） ⑤総合計画の進捗状況（概要版）の作成・配布 代表的な指標の推移など
協働	①市民検討会議での議論 市民＋職員 ②パブリック・コメント手続の実施 素案に対する市民意見募集 ③美唄市総合計画審議会での審議

（2）市民ニーズや社会経済情勢への柔軟な対応

市民ニーズや社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、市民生活やコミュニティの現状などの時代の動向などを見極めながら策定します。

（3）個別計画等との整合性

各種の個別計画との整合性や 10 年推計に留意し、持続可能な自治体運営とするための基本的な考え方を整理しながら策定します。

（4）評価結果の反映

限られた財源（予算）の中で、より効果的・効率的に進めていくためPDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルの手法に基づき、これまでの事務事業評価、施策評価及びまちづくり評価の結果を第7期美唄市総合計画における施策の体系、指標の設定等に反映します。

(5) 国や道の計画との関連

国の北海道総合開発計画及び道の北海道総合計画との整合性を図りながら策定します。

国土利用計画については、国土利用計画(全国計画)及び国土利用計画（北海道計画）第5次を基本として策定します。

(6) 国土強靱化計画との関連

国土強靱化地域計画については、国土強靱化計画や北海道強靱化計画と調和を図り策定します。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

持続可能な開発目標（SDGs）や北海道SDGs推進ビジョンとの整合性を図りながら策定します。

3 計画の構成及び期間

第7期美唄市総合計画の構成（基本構想、基本計画、実施計画など）及び計画期間は、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)を基本に、協議、検討し、基本構想によって決定します。

< 参考 >

びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の構成

